

## 奈良県告示第四号

都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例（平成十六年十二月奈良県条例第九号）第三条第五項において準用する同条第一項の規定により、指定した土地の区域を次のとおり変更した。

変更後の土地の区域は、令和八年四月一日から適用する。

なお、関係書類を、奈良県土木マネジメント部まちづくり推進局建築安全課及び当該市町村の区域を所管する土木事務所並びに当該市町村の関係課において縦覧に供する。

令和六年四月一日

奈良県知事 山下 真

市町村	土地の区域
御所市	大字栗阪及び大字小殿の各一部。ただし、都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例施行規則（平成十六年十二月奈良県規則第二十三号。以下「規則」という。）第三条第一号から第九号までに掲げるものを除く。
葛城市	大字中戸、大字弁之庄及び大字大畑の各一部。ただし、規則第三条第一号から第九号までに掲げるものを除く。